平成２８年（フ）第６２号
広島市東区戸坂山根２丁目７番32―103号
債務者　筒井　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５号
広島市安佐南区東原３丁目14番26―202号
債務者　玉川　義文
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７２号
広島市西区庚午中２丁目６番25―101号
債務者　武藤　輝彦
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県大野城市筒井５丁目15番20号　筒井宿舎203号、申立時の住所福岡県小郡市三沢3900番地10
債務者　高野　美和（旧姓上瀧）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤麻美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９７号
福岡県久留米市三潴町田川1182番地７
債務者　福山　浩史
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１１４号
福岡県久留米市南１丁目14番３号
債務者　つかざきチャンポンこと　弓削　隆生
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４３０号
大分市南春日町７番７号（サーパス南春日408）
債務者　松蔭　重信
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　　**隆**
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８６号
岩手県花巻市二枚橋第６地割167番地１
債務者　川村　友和
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７１８号
大阪市東淀川区東中島３丁目13番１―705号
債務者　木村　**靜**子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２４号
大阪府八尾市南木の本４丁目95番地の１　ロードリーＤＭ203号、前住所大阪府八尾市西山本町７丁目３番２号
債務者　宮迫美智子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３０号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目23番９号プラネットハイツ302号
債務者　緒方　恵子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７７号
大阪市東住吉区鷹合４丁目８番17号　ピュアコートⅢ202号
債務者　山本沙也加
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０７号
大阪府門真市御堂町714番６、住民票上の住所京都市山科区西野山桜ノ馬場町235番地
債務者　桑英司こと　桑　　**英**司
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４６号
大阪市東淀川区北江口１丁目３番２―909号
債務者　西川　譲二
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７２号
大阪市港区築港２丁目１番３―805号
債務者　西田　大喜
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４１号
大阪府豊中市島江町１丁目３番10―507号、前住所大阪府高槻市松川町21番３―201号
債務者　国崎　将英
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２６号
大阪府四條畷市中野本町21番20号
債務者　**原**田　順子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部